



狛福地発第 000552 号
平成 31 年 2 月 20 日

狛江市監査委員
東海林 和彦 様
石川 和広 様

狛江市長
松原 俊雄



財政援助団体監査の結果に基づく措置について

平成 30 年 12 月 27 日付け狛監委発第 000070 号により報告を受けた下記団体に係る財政援助団体監査の結果について、指摘事項に対し措置を講じることから地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき別紙のとおり報告します。

記

団体の名称 : 特定非営利活動法人 ハンディキャブこまえ

財政援助団体監査の結果に基づく措置について

1 ハンディキャブ運行事業補助金交付申請及び実績報告について

特定非営利活動法人ハンディキャブこまえ定款では、事業計画及び予算、事業報告及び決算については、総会の議決を経なければならないとされている。しかしながら、同法人から提出された平成 29 年度補助金交付申請書、実績報告書、平成 30 年度補助金交付申請書とも、総会の議決前に地域福祉課にて、受理、審査後、決定されていることが判明した。団体内の動きも確認しなければ正しい審査は出来ないことから、今後の補助金交付、補助金額の確定等の審査においては、慎重な審査に努められたい。なお、手続きの時期についても、法人の意見も勘案のうえ、適正な時期を検討されたい。

【講じた措置の内容】

東京都への地域福祉推進事業補助金の実績報告書提出時期等を勘案し、平成 31 年度以降の定期総会の開催時期を 5 月中旬に早め、補助金交付申請書、実績報告書の提出時期を定期総会の後にするとし、事務処理の適正化に向けて指導する。

2 ハンディキャブこまえ運転日報について

運転協力者に記載が義務付けられている運転日報は、利用目的や走行時間、走行距離等を記録し、それに伴い運行協力費が確定し徴収されている。さらに、車の点検や健康確認欄も設けられている。

しかしながら、内容については運転協力者の記載のみであり、第三者の確認行為がなされていないことが判明した。この日報は、運転協力者のみならず利用者の安全を確保するための重要な日報となっている。それらを踏まえ、今後は管理責任者である理事長の責務として運転日報を確認されるよう改善されたい。

【講じた措置の内容】

第三者の確認行為を徹底するよう指導し、平成 30 年 12 月分から、当該団体では理事長が日報の確認を行うこととした。

3 ハンディキャブ運行事業を行う車両について

自家用有償旅客運送を行う際に使用する車両については、法令等に則り国土交通省に自動車の種別ごとの数が登録されている。しかしながら、今回、それ以外の車種における運行が判明した。登録車両以外の車両は使用することの無いよう、法令等を遵守した使用について再度徹底されたい。

【講じた措置の内容】

登録車両以外の使用をしないことを指導し、平成 30 年 12 月以降、当該団体では登録車両以外の車両を使用しないこととした。

4 金銭出納に係る処理手続きについて

運転協力者に支払われる運転協力費等は、月末締めで翌月 10 日までに現金手渡しで各々に支払われているとのことである。しかし、伝票上では現金を準備した段階で一括処理されていることが判明した。これは、出納簿上では支出されている運転協力費等が、実際には全員が受け取りに来るまでの間、事務所内で保管された状態であり、出納簿と実際の金額に不一致が生じている期間があることとなる。今後、支出処理にあたっては、適切な処理を行うように努めていただきたい。

【講じた措置の内容】

会計処理の適正化について指導し、平成 30 年 11 月以降の運転協力費支払分から、当該団体では受領日・伝票番号追加の上対応することとした。

5 ハンディキャブ運行事業の今後について

近年、課題とされていた運転協力者の恒常的な不足から、今後については、他団体への事業譲渡を検討しているとのことである。

本事業は、移動制約者にとっては不可欠な事業ではあるが、ボランティアの事業としてはリスクが非常に大きいとも考えられる。行政として、利用者、ボランティアの安全をしっかりと確保することは勿論のこととし、ボランティアの育成、確保にどう取り組んでいけるかも含め、この事業のあり方について慎重に検討されたい。

【講じた措置の内容】

少子高齢化により労働人口が減少していく中で、ボランティアの担い手の確保は、全ての福祉分野に共通する課題であると認識している。福祉有償運送事業においては、多摩地域福祉有償運送運営協議会等とも連携し、狛江市における今後の事業のあり方について、当該団体の意向も踏まえ、慎重に検討していくこととする。

